



仕事の疑問
相談室
鳥取労働局

Q 会社の上司に執拗に体を触られ、仕事が手につかなくなりました。さらに別の上司には「ばか!」

のろま! お前は給料泥棒か!」と毎日怒鳴られています。こうしたセクハラ、パワハラにはどのように対応すべきでしょうか。

A 男女雇用機会均等法により、

職場でハラスメントを受けたら

▽相談者のプライバシー保護などの雇用管理上の措置を講ずることが義務付けられています。

また、職場のパワハラは「同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的苦痛を与える」と定義されています。また、労働局雇用環境・均等室では、セクハラ、パワハラ、マタハラなどの相談をワンストップで受け付けています。

労働局から会社に対し助言を行い解決を促すなどの対応を取ることもできますので利用しながら、民法上、会社がしていただく。

鳥取労働局雇用環境・均等室
電話 0857-29-1709 または 29-1701